

静岡県ラグビーフットボール協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、静岡県ラグビーフットボール協会と称する(以下「本会」という)。

(目的)

第2条 本会は関西ラグビーフットボール協会の下部組織として静岡県におけるラグビーフットボール競技を総括し、ラグビーフットボール競技の健全な発展と普及を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 各種競技大会の主催ならびに主管
- (2) 競技規則の解説および講習会開催
- (3) 競技力の向上に関する企画および指導
- (4) 競技の普及発展に関する企画および指導
- (5) レフリーの養成に関する講習会等の企画・開催
- (6) 競技者の安全、救護に関する講習会等の開催
- (7) 競技の記録と保管
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項

(所在)

第4条 本会の事務所は、評議員会に諮り決定する。

第2章 会 員

(会員)

第5条 会員は原則として静岡県においてラグビーフットボールを競技するアマチュア団体(以下「チーム」という。)とする。

第3章 評 議 員

(評議員)

第6条 本会に評議員を置き、各会員チームより1名選出する。

- 2 評議員が役員に就任したときは、その補充評議員を選出する。

第4章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。なお 必要があるときは副理事長、副書記長をおくことができる。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	2名以内
理事	23名以内(ただし、理事長、副理事長、書記長、副書記長、会計を含む)
会計監事	2名以内

(役員資格)

第8条 役員は、原則としてラグビーフットボールの選手、又監督の経歴のあるものとする。

なお理事、評議員は関西ラグビーフットボール協会の承認を経るものとする。

(役員選出)

第9条 役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 会長及び副会長は評議員会で推挙する
- (2) 理事長及び副理事長は理事の互選により選出し、評議員会の承認を得る
- (3) 書記長は理事長が理事のうちより指名し、評議員会の承認を得る
- (4) 副書記長は理事会にて選出し、理事会の承認を得る
- (5) 会計は理事会において理事のうちより選出する
- (6) 理事は評議員会において評議員のうちより選出し、その選出区分・数は別途定める
- (7) 会長は、必要があるときは、評議員会に諮って前項の規定に係わらず若干名の理事を選任することができる
- (8) 会計監事は理事長が指名し、評議員会の承認を得て会長が委嘱する
- (9) 前6号及び7号により選出された理事は評議員の資格を失う

(役員職務)

第10条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会の会務を総理する
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あったとき、また欠けたときは、会長があらかじめ使命した副会長が会長会務を代行する
- (3) 理事長は、会長の命を受けて本会の業務を遂行する
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あったときは理事長の職務を代行する
- (5) 書記長は、理事長を補佐し本会の会務を遂行する
- (6) 副書記長は、書記長を補佐し書記長の事故あるときは書記長の職務を代行する

- (7) 会計は本会の会計業務すべてを遂行する
- (8) 理事は理事会に出席し、本会の目的遂行の為、円滑な運営に関与する
- (9) 会計監事、会計その他を監査し評議員会に報告する

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし補充または増員による
員の任期は、他の役員残任期間と同一とする。

- 2 役員任期が完了しても、後任者が就任するまで尚その職務を遂行する。
- 3 本会の役員としてふさわしくない行為があった場合は任期中であっても評議員会の議決により役員を解任することができる。

(役員定年)

第11条の2 役員定年は次の通りとする。

- (1) 会長及び副会長 定めない
 - (2) 理事 満70歳
 - (3) 会計監事 定めない
- 2 任期中に定年に達した場合は、その年度の終了をもって退任するものとする。
ただし、会長特命事項、プロジェクトを担当する役員は、その目的完了まで延長することができる。なお、退任した理事の後任理事を選出した場合は、その任期は前任者の任期満了までとする。
 - 3 名誉役員は定年を定めない。

第5章 会 議

(会議の種類)

第12条 会議は評議員会、理事会及び委員会とし、本会の企画運営に必要な事項を審議する。
(評議員会)

第13条 評議員会は年に1回会長が招集し、評議員会の2分の1以上の出席を持って成立し、
会長が議長となる。ただし、会長不在のときは、副会長がその職務を代理し、またその
職務を行う。

- 2 会長は必要に応じて臨時評議員会を開催することができる。
- 3 評議員会における審議事項は次の通りとする。
 - (1) 前年度の事業報告並びに決算
 - (2) 翌年度の事業計画並びに予算
 - (3) その他重要事項
- 4 評議員会の議事は、出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数の場合は、議長の採決による。

5 評議員が評議員会に出席できないときは、同一チームの代理人をたて委任状により議決権を委任することができる。

6 評議員会に諮る事項は、開催7日前までに評議員に通知しなければならない。

(決議の省略)

第13条の2 理事会が、評議委員会の決議である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議委員会の決議があったものとみなす。

(理事会)

第14条 理事長は、必要に応じて理事会を招集し、その議長となる。

2 理事会に於ける審議事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 各会計年度の予算及び決算
- (3) 活動、方針の具体的方針
- (4) 規約並びに運用催促の改廃
- (5) その他重要な事項

3 理事会は理事の過半数の出席により成立し議決は出席理事の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長が採決する。

(決議の省略)

第14条の2 理事が、理事会の決議である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(委員会等)

第15条 本会の活動を円滑に行う為理事会の運営機関として、事業ごとの委員会および期限ある特別委員会等をおくことができる。

2 事業について、その一部または全部を第三者に委託することができる。

(議事録)

第16条 評議員会及び理事会においては次の事項を記載した議事録を作成して保存する。

- (1) 開催の日時及び会場
- (2) 出席者と出席者数
- (3) 議事の経過、概要、発信者及びその要旨
- (4) 議事録署名人の選出、署名

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会 計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(資 金)

第18条 本会の目的遂行に必要な資金は、分担金、登録料、各種助成金、寄付金を持ってあて
る。

第19条 会員チームは、別に定める分担金、登録料を定められた期日までに本会に納めな
ければならない。

(特別会計・積立金)

第20条 本会は評議員会の議を経て特別会計または積立金を設けることができる。

第7章 そ の 他

(名誉役員)

第21条 本会に名誉役員として名誉顧問、顧問、相談役をおくことができる。ただし、次
の各号の一に該当する者を評議員会が推薦し、会長が委嘱するものとする。

(1) 顧問は、会長又副会長経験者および本会の事業で特に顕著な活躍をした者

(2) 相談役は、学識経験者および各種大会において活躍し、且つラグビー競技の普及
に貢献した者

(事 務 局)

第22条 本会の円滑な事務処理を遂行するため事務局をおくことができる。

2 事務局長は書記長が当たり、必要に応じて事務局員をおくことができる。

3 事務局員は会長が任免する。

4 事務局員の処遇は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(規約の改定)

第23条 本規約は評議員会において4分の3以上の同意を得なければ変更することができ
ない。

(運用細則)

第24条 本規約の運用に当たって必要とされる細目については別に定める。

(信義・誠実)

第25条 本規約の規定に定めない事項またはこの規約の運用に関して疑義が生じた場合は
ラグビー精神に則り信義、誠実を第一として解決する。

附 則

- 1 本規約は平成7年4月1日より改正施行する。
- 2 本規約は平成13年度総会議決の日から施行する。
- 3 本規約は平成14年度総会議決の日から施行する。
- 4 本規約は平成16年度総会議決の日から施行する。
- 5 本規約は平成18年度総会議決の日から施行する。
- 6 本規約は平成20年度総会議決の日から施行する。
- 7 本規約は平成28年4月1日より施行する。
- 8 本規約は令和2年4月17日より施行する。